

障生第1328号
令和4年6月27日

各事業所・施設等管理者 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における
感染予防支援事業補助金の申請受付開始について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、次の感染拡大に備えた障がい福祉サービス事業所・施設等における感染対策の強化のため、「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業」として、令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した感染予防に要する衛生用品及び備品の購入費用について支援することといたしました。

つきましては、令和4年6月27日（月曜日）より申請受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 申請期間

令和4年6月27日（月曜日）～令和4年8月31日（水曜日）

2. 補助対象経費

令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した、

衛生用品	マスク、消毒液、個人防護具(※1)、抗原定性検査キット、使い捨て食器、ドライシャンプー、石鹼、ハンドソープ、ペーパータオル、清拭クロス、キッチンペーパー、除菌シート、ウェットティッシュ (※1)手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ、エプロン、ゴーグル、防護服、シューズカバー
備品	パーテーション、パルスオキシメーター、空気清浄機、CO2 センサー、ポータブルトイレ

3. 補助上限額

サービス種別ごとに補助上限額が異なります。詳細は下記大阪府ホームページをご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kansennbousi_syoug.html

4. 申請方法

別添の申請手順をご参照のうえ、「大阪府行政オンラインシステム」よりご申請ください。

5. その他

上記補助対象となった経費の領収書・レシート等は、各事業所・施設等で保管し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

問い合わせ先

<感染予防支援事業補助金に関すること>

大阪府 障がい 支援補助金コールセンター

(平日9:30～17:00)

電話：06-6944-7243